

# 報 文

## 最近に於ける米國の海外投資とわが國土木事業の將來

正員 種 谷 實\*

### 本文のあらまし

本文は敗戦後に於けるインフレーションと土木事業の關係を論じ、轉じて經濟安定原則の實施要請に伴い、土木事業の財源が必然的に減少の一途をたどるに至つた経過をのべ、さらに外國資本の性格を説き、また現在唯一の資本輸出國たる米國の海外投資は戰後に於いてはすべて米國の國家資本であつて民間資本の直接投資はないことを明かにした。最後に資金と技術の兩面にわたる米國の對外援助および投資の過去と現在に於ける活動の實状を引用して、わが國土木事業の將來は一にかかつて米國の援助にあることを論じた一小文である。

### 1. 戰後に於けるわが國土木事業の推移と其財源

わが國有史以來未曾有の敗戦により、國土は荒廢するにまかせ、國家および國民經濟の窮乏は其の極に達した。しかし戦敗國を援助するといふこれまた未曾有の事例であるが、米國の好意的援助により漸次日本經濟は立直りつつある。戰後3年、日本政府は經濟復興五ヶ年計劃を策定した。從つてわれわれはその實施により各方面の企業の活潑な展開を大いに期待したのであるが、戰後に於けるインフレーションは容易に終らず、ついに昨年末經濟安定原則の實施要請並にドッジ公使の聲明となつたのである。戰後日本のインフレーションが生産増加又は輸出増強の結果であるならば必ずしも心配する必要はないが、單なる消費の結果生ずるインフレーションであつて生産面に寄與する所誠に僅かであつたため、日本經濟の崩壊を防ぎまた日本經濟の自立を導く目的から經濟安定9原則の實施要請となつたのであるが、われわれは今さらながら悲惨な敗戦經濟の實相とその救濟方策を併せて教示されたのである。ドッジ公使は日本國家および國民はその所得以上の生活をしていたのでその國家および國民經濟を支持して來たものは一に米國の好意ある全面的援助であることを指摘された。今日日本國民が直面している冷厳な一般情勢また國民生活の著しい變化こそは、有史以來の大事であり、國家存亡の關頭といべきもので

あることをわれわれは深く自覺すべきであろう。さて戰後に於ける國土並に產業施設の復舊復興は日本經濟の實力を遙に超えた赤字公債の發行および復興金融金庫債券の發行によつて行われて來たのである。從つて昨年末までは土木事業は政府事業並に民間事業共にインフレーションの波に乗つて非常にぎわつたのである。また年間1000億圓を超過したと推定される建設事業は、逆にインフレーションを激化したとも考えられるであろう。經濟安定9原則並にドッジ聲明の意圖する第一の目的がインフレーションの收束であるとすれば、その土木事業への影響は誠に明白である。すなわちインフレ的要因としての2大要素である財政の赤字および新規民間資本の投資を除去抑制することが、インフレーションの收束をもたらす直接かつ有効な方法であるからである。昨年末から今日に至る約8ヶ月間の情勢、特に最近の金詰りの状況を直視すれば、何人も土木事業の不振を否定し得ないであろう。即ち政府事業に於ては其財源は起債を極度に壓縮されたため、また民間事業は復興金融金庫の廢止により長期設備資金供給の根元を止められたのである。均衡財政および新規産業設備の抑制がドッジラインの意圖する所であることは最早疑えぬ事實である。

しかば今後に於けるわが國土木事業の財源はこれを何處に求むべきか。對日援助見返資金はその一つであろう。しかし永久にこれに依存する事は不可能である。又貧弱な日本經濟の現状では、資本の蓄積、言いかえれば國民各自の貯蓄のみによつて國土の復興、產業施設の擴充復興を圖るとするならば恐らくはその實現には數十年かかるであろう。勿論數ヶ年後に經濟的自立を實現すべく米國は非常な熱意で援助しつつあるが、その資本蓄積額は常分は論ずるに足りない少額であろう。經濟安定9原則の實施要請は勿論わが日本だけではないのであつて米國はすでに1年前から國費で援助している西歐州その他の各國に對してわが日本に要請しているのと同様の事をきびしく要求し、かつ現に實行しているのである。今日米國は國際經濟の中核であり、ソ連勢力圏を除く各國の繁榮は直ちに米國繁榮の

\* 鹿島建設株式會社常務取締役 土木學會理事

基盤であるから、米國は種々の方法で諸外國に對し經濟援助を行いつつある。筆者は日本將來の土木事業、特に電源開発などは外資特に米國の投資によらなければ、到底實現不可能であることを思い、近い將來あるいは遠い將來に於ける外資導入の形態を推定し、かつ第二次大戰後に於ける米國の對外投資、特に土木部門に於ける投資の現状の一端をのべて、わが國今後の土木事業の財源としての外資について認識を新にし速かに其の受入態勢を確立するよう朝野の有識者とりわけ土木技術者の奮起を要望する次第である。

## 2. 第二次大戰以前および以後特に最近に於ける米國の海外投資政策

筆者は専門外の外國投資政策を説明しようとするつもりはない。ただ國土復興、資源開發に必要な資金をわが國の自力で調達できない現在の段階に於ては、外國資本によらざるを得ない實狀であるから、第二次大戰後、海外投資力をもつ唯一の國である米國の海外投資政策の動向を調査し、如何なる形態および方法で米國資本が導入されるかを、研究することは現下最も大切なことであつて、土木技術者としてもなおざりにはできないのである。

さて外資すなわち外國資本であるが、早大教授出井盛之氏の所論に従い資本の性格を説明すれば、その源泉は貯蓄でありまた貯蓄を分類すれば次のようになる。

- (1) 個人貯蓄 } 民間資本
- 会社貯蓄
- (2) 政府貯蓄 政府資本

最近米國の産業は非常に發展し其工業生産力は戦前の2倍に達する状況であるから、個人貯蓄および会社貯蓄の総額は巨額に達する。

又米國政府の貯蓄は租税歳入の内から歳出を引いた残りであるが、近年米國政府の財政は黒字継ぎで、相當巨額を對外投資に向け得る狀態である。

最近に於ける米國の國民所得と貯蓄の状況は下表に示す通りである。

最近の米國國民所得、個人貯蓄、会社留保(百萬ドル)

	1944年	1945年	1946年	1947年
國民所得	182,407	181,731	179,289	202,500
個人貯蓄	34,173	26,600	11,813	8,822
会社留保	6,128	4,028	7,235	11,195

又米國政府の財政は 1946 年以前は赤字であったが、それ以後は黒字でそれだけ國家貯蓄が出来ている譯である。1949—1950 年度豫算では 55 億ドルの黒字收入になることが豫想されている。

さて外國投資の場合に於て民間資本とは個人または会社企業體が外國に投下する資本を言い、政府資本とは國民納稅者が納入した中から政府が外國投資に振り向ける部分を言うのである。

上のよう導入すべき外資に政府および民間の企業體の2種類あり、また外資を受くべき側の方にも政府および民間企業體の2種類があるから外資の導入については次の4種類の關係が成立する。

- |          |           |
|----------|-----------|
| 外資の種類    | 外資導入主體の種類 |
| (1) 民間資本 | 民間企業體     |
| (2) 民間資本 | 政府        |
| (3) 政府資本 | 政府        |
| (4) 政府資本 | 民間企業體     |

從来わが國で外資導入と言えば(1)と(2)の形態を指したもので、せまい意味では(1)の場合のみを指していたのである。民間外資の活動の方法は2種類ある。すなわち證券投資(Portfolio Investment)と直接投資(Direct Investment)である。

證券投資とは外國會社(まれには外國政府の場合もある)が金融市場に於て發行するか、公募した公債社債を購入する事により外國投資を行うことであつて、外資導入者側から言へば、適當の擔保や利子などの條件で證券を賣出し巨額にして長期の資金を得る方法でこれほど望ましいものはないのである。

過去の日本が電力事業などに利用したのは此方法であり、電力債の昭和 23 年 3 月までの未拂利子を加えた額は米債社債 3,353 萬ドル英債社債 400 萬ポンドとなつてゐる。

1934 年金本位制度が崩壊し為替安定が全然保證されなくなつたから證券投資は没落するに至つたのであるが、また現在の國際經濟状態に於ても此方法による外資導入は不可能であるまい。

次に直接投資とは、(1)米國民間資本が外國會社の株式を取得して經營參加權を握る方法。(2)外國會社自體が現地で事業經營を行う方法の 2 である。これらの方法については次の内容がある。

- 1) 米国人が經營する製造會社並に販賣機關に對する投資。
- 2) 米國の商事會社ならびに製造會社が所有する外國商事または製造會社の株券および社債。
- 3) 在來外國器賃鐵廠の株式および社債。
- 4) 外國油田、醸造業、鑄業、農園、公共事業其他商業關係の財產への投資。

上記の投資は無爲替の場合、封鎖預金の状態または爲替相場不安定の場合でも實行されるのである。現に今日の無爲替下の戰後の日本に於ても、米國資本は直接投資の形式で最早活動を始めている。米國の映画會社、雑誌社などが事業を始めているのがその例でその収益は日本國內に積立てられ、何れかの事業に利用されるということになる。直接投資の場合は投資者側の主觀的要素の作用がほとんど決定的役割を持つことになる。それが米國の場合はドル資本の威力は強大であるから所謂「ドル外交」と呼ばれる所以である。

戰前に於ける米國の対日投資を、證券投資と直接投資とに分類すると次表の通りで證券投資が遙に多い。今後は恐らくは直接投資が本格的に發展を見ることになると思われる。

米國の対日投資(1938 年 12 月) 単位 100 萬ドル

證券投資	338
内 譯	
日本政府債	151
地方債	40
政府保證債	52
民間會社發行債券	115
直接投資	68
内 譯	
機械及博愛事業	8
事業の投資	60
合 計	426

次に第 2 の民間資本、對政府の形態による外資導入は、日本に於ても用いられた方法で政府のみならず東京、横濱、京都、神戸などの各都市が水道其他の公共事業のために外債を募集した例がある。この方法は戰後に於ける日本國力の問題になるので當分困難と思うが、經濟安定の後すなわち日本が國際經濟に仲間入り出来るための一連の經濟施策(為替レートの決定、法人税の低減、資産再評價など)が終了した暁には見込なしとは言えないと思う。

第 3 の政府資本對政府の場合は第一次大戰後發達した形式であつて 1931 年以後は國際資本移動が國家の統制を受けるのみならず、政府自ら直接に巨額を外國

政府に提供するに至つたのであるが、殊に第二次大戦後は國際經濟の實状に鑑み、援助費または救濟費の名目で政府資本の輸出移動を計つており、現下の狀況に於ては本形式の外資導入が主流をなすに至つたものである。これについては後程詳説することにする。

第4の政府資本對民間企業體の形式は極めて少い。米國では國策會社としての輸出入銀行(Export-Import Bank)が中南米および歐洲に融通しており建設事業にも多大の貢獻をしている。これは米國國家資本の外國輸出と見なさるべき性質のものである。

第二次大戦以前に於ては米國民間資本が證券の形式に於て、または直接投資の形式に於て對外投資活動をして來たのであるが、第二次大戦後に於ては世界經濟の重點は米國にかたよつたため、端的に言えば米國が資本の海外輸出を出し惜しむか、または停止するならば、多くの國家は忽ちドル不足となり米國商品の購入が不可能となる。從つて米國の輸出貿易は不振となることは明白である。しかし其回収が不能であるとしたならば、救濟費とか援助費とかの名目で、米國の輸出維持を計ることが賢明の策である。

すなわち言いかえれば米國繁榮維持の見地から、資本の海外輸出すなわち投資を爲さるを得ない狀態である。

すなわち國家資本または國家統制下の民間資本のみが海外に向けられているのが、米國海外投資の現状である。

上の如く米國の海外投資政策は、世界經濟安定を目指して今や全世界にその強大な國家資本力を活動させている。

すなわち直接國家資本としては對歐援助費(マーシャルプラン)、對日援助費などとなり、これは無償贈與である。また間接國家資本としては國際復興開発銀行および輸出入銀行の借款供與としての海外投資として偉大な活躍をしているのである。

### 3. マーシャル案歐洲復興計画の構想と建設事業

マーシャルプランの内容を詳細に理解することは土木技術者にとって必ずしも必要ではない。唯マーシャルプランの作られた構想と歐洲復興計画の最初の原案に盛られた建設計画を知ることは現下日本の國土復興にとって重大な示唆を與えるものとして見逃す事の出来ない事柄である。マーシャルプランの構想は1947年6月5日、ハーヴィード大學校友會主催の講演會に臨んだマーシャル國務長官の演説によつて始めて明かにされた。其の要旨は次のようなものである。

『米國は今後3年ないし5年間に歐洲諸國に本格的な援助を與えねばならぬ。さもなくば歐洲は傾て重大な經濟的、政治的危機に

直面しよう。米國による財政その他の援助は各種の危機が發生するたびに断片的に行はべきでなく、また一時しおぎの手段に終ることなく、根本的な解決策を取らねばならない。この政策はある特定の國家とか主義とかに専して行うものでなく、飢餓と貧困と絶望と混亂が其の対象である。しかし米國が援助に乗り出す前に、歐洲諸國間に各國が援助を必要とする程度と各國がどの様な役割を演ぜねばならぬかについて各國間で協定が出來なければならぬ。イニシアティブは歐洲人自らが取るべきである。ただし政治的その他の意味で利益を得るために人類の苦痛を存続させようとする政府、政黨その他の團体は今後必ず米國の反対に会うであろう。』

上のようなマーシャル聲明は米國の對外援助政策が單にヨーロッパに於ける一國を對象とするものではなく、ヨーロッパ全體さらに進んでヨーロッパ、アジアを一體として、これに復興援助を與える方針に轉じたのである。かくして米國はたとえ自國繁榮のためにもマーシャルプランは絶対必要であると言え、また相當の經濟的犠牲を拂わねばならず、國內經濟諸統制の維持強化も必要となつて來るのである。從つて米國としてはそれ自體相當の犠牲を拂う以上援助を受ける各國に對して協力體制を充分整える必要のあることを要請しているのは蓋し當然と言うべきであろう。日本はマーシャルプランの適用は受けていないが占領地救濟援助費や占領地復興援助費を受けているのであるから事情はたとえ時期的に遅速はあろうが全く同様の要請を受けているものと見てよいであろう。經濟安定の9原則の指令はマーシャルプラン適用國に要請した援助方針と全く同様であることを知るのである。

マーシャルプランが實現するまでの過程を詳述することは省略するとして、歐洲經濟協力委員會が1947年9月24日トルーマン大統領に提出した歐洲復興計画原案を織り込んだ一般報告書はわれわれ日本の土木技術者にとつても極めて興味深いものである。

〔註：1947年7月12日英佛外相主催の下にパリにて歐洲復興會議が開催された。參加國はオーストリア、ベルギー、デンマーク、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリヤ、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スエーデン、スイス、トルコ、イギリス、フランスの16ヶ國であつて、會議の結果ヨーロッパ經營協力委員會が設置され、米國に提出すべき歐洲側の綜合的な復興計画の原案を作成して米大統領に提出したのである。その報告書が歐洲經濟協力委員會一般報告書である。〕

上の一般報告書は實に精細なものであるが、次の9項目から成つている。

- 序文
- 第1章 歷史的緒言
- 第2章 歐洲復興計画
- 第3章 生産活動
- 第4章 國内の經濟財政および通貨の安定
- 第5章 經濟協力
- 第6章 輸入必要量
- 第7章 支拂問題
- 第8章 結論

序文第2條は次のように述べて本報告書の重點を明示している。

『以下の報告に於いて參加各國は直面する財政經濟問題を明かにし、かつ次の諸點を検討した。(1) 右の各國が自國のために設けた生産目標、(2) 國内安定をもたらすための方策、(3) 參加各國が協同活動によつて生産問題の解決を計り、物資および労力の自由かつ能率的な交流を行ひ、又資源の完全利用を保證する爲に採るうとする措置、(4) 參加各國および西ドイツの米大陸に対する收支バランスの不足額によつて表わされる問題』

第2章歐洲復興計畫第32條に於いて、報告書は次のように述べていることは注目に値する。

『復興計畫の遂行を保證する爲に16ヶ國は一體となることを誓い、他の歐洲諸國にもこの目的のために参加する様招請する。この誓約は各國によつてそれぞれ自國の計畫を考慮して行われたが、他の參加國による同様の誓約を考慮に入れている。特に各國は次の諸項目を達成するため全力を傾倒することを約束する。

- (1) 生産特に食糧、石炭を目標まで増進させること。
- (2) 現存生产能力と使い得る全労働力の完全かつ効果的利用を計ること。
- (3) 勞働の生産性を高め、労働條件が改善され、歐洲全國民の生活程度が向上する様設備と輸送を近代化すること。
- (4) 各國で高度の雇用水準を維持しながら國內の財政通貨經濟の安定化を急務に達成する爲に必要なあらゆる措置を採用すること。
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 共通の資源を協力に依つて開発出来る様な方法を合同して組織すること。

これらの措置により又必要物資を海外から入手出来れば歐洲復興計畫は達成されよう。

第3章生産活動はわれわれにとつて直接興味の深い事項であるが、協力委員會は食糧および農業、燃料および動力、鐵鋼、木材、輸送、労働力の問題について精細に研究調査した。次にそのあらましを記す。

第35條に於いて1951年までの生産目標を次のように豫定している。すなわち

- (1) 主要穀物の戦前生産への回復。
- (2) 石炭生産高を1938年水準を3,000萬トン上廻つて5億8,400萬トンへの増加。
- (3) 約700億キロワット時の發電量の擴張。これは出力にして2,500萬キロワット以上の増加、すなわち戦前水準を3分の2上廻るものである。
- (4) 精油能力を原油計算にて1,700萬トン高めて戦前水準の2倍半とする。
- (5) 鐵鋼生産を5,500萬トンすなわち1938年水準を上廻ること1,000萬トンである。
- (6) 1951年には1938年に比し25%多くの荷重を輸送出来る様内陸輸送設備を擴張する。
- (7) 參加各國商船隊の戦前水準復歸。

さらにわれわれ土木技術者にとつて關係のある箇所のみを次にあげて見ることにする。

第44條『燃料と動力は同様に決定的である。現在米國は人口1人當りの燃料および動力消費量において參加各國および西ドイツの4倍であり、戦前でも2.5倍であった。これは米國經濟と歐洲經濟との技術的水準の差異を示すものであり、歐洲が戦前のエネルギー供給量の回復だけでなく、さらにそれを累増せしめて歐洲労働生産性の全水準を向上させることが緊要性を示すものである。

戦前參加各國と西ドイツで使われた動力の5分の4は直接間接に石炭によつていた。右諸國はここ4年間に石油製品の利用と水力發電能力の開發とを實質的に増加せしめることを期している。しかし基本的な動力源は依然として石炭であろう。』

第48條『電力消費は戰時中増大したが、これに應する發電能力の増加は見られなかつた。1951年に消費量が相當増加し1938年水準を80%上廻るものと期待されている。今までの不足に追いつき、かつその後の増加に應するために、發電力の年間増加率は1937—38年の増加率の4倍近くにならねばなるまい。これは工業上の大事である。石炭事情から見て低位の燃料利用による火力發電設備およびそれ以上に水力發電設備に重點がおかれてゐる。しかし發電能力が多年にわたつて必要量を満たすに足らぬことは確實である。』

第49條『すでに進行中の擴張計畫に加えて本委員會はさうして水力發電と褐炭資源開発方法を考慮することとなり、この問題を考究するために特別の運営委員會が設置された。當委員會は多くの案を検討した結果、イタリヤ、フランスおよびオーストリヤ、イタリヤ、スイス3國國境地帯に6つの水力發電所、ドイツに2つの褐炭使用發電所、イタリヤに1つの地熱利用發電所、という計畫を選んだ。これらの計畫は國境に關係なく選擇され、いくつかの場合には國境にまたがる資源の共同開發を含んでゐる。』

第50條『さうして石炭不足の結果として、燃料油の利用が増加し、その消費量は1948年の1,200萬トンから1951年には2,800萬トンへ上界するとと思われる。これは農業機械化、工業の擴張および道路輸送の發達のために生じた石油製品に對する需要増加と共に、參加各國全部にとつて容易ならぬ問題を提起している。なぜなら、これら各國の地域には天然石油資源が全くないからである。

精油能力の發展によつてできる限り外國爲替貿易を減らすことが計畫されているが、これはまた石油副産物に依存する重要性の増しつある化學的過程のための諸原料を供給するであろう。此の計畫は參加各國および西ドイツに於いて1951年には戦前水準の2倍ないし3倍半まで精油製品の生産を擴大しようとするものである。』

石炭及び鐵鋼の增産のために労働力の増加と住宅の増設を強調している點は特に注目すべきであろう。しかしてイタリヤおよび西ドイツが二大労務供給源となるとしつつある事を示唆している。

次に第4章國內の經濟、財政および通貨の安定に記述された事項は、現下日本國民が直面しつつある經濟安定9原則の指令と全く一致していることを發見するのである。原文は誠に詳細を極めたものであつて、ドッジ啓明よりもさらに一層理論的にインフレーション克服のための安定措置を説いてゐるのである。試にフランス、イタリヤおよびギリシャが採用した安定措置をうかがつて見よう。

第68條『協力委員會に出席した諸國は安定計畫を必要とする場合に、それを斷乎として遂行することを誓約した。』

第69條『イタリヤ政府は財政および信用に關して目下特別措置を講じつあること、また國內財政を健全な基礎の上に置こうとする諸措置も近く實施されることを聲明している。かくてイタリヤ政府は同額の收入が準備されなければ、新規支出を承認せねことを決定し、さうに最近の法令では議會の特別承認を事前に受けねり、大蔵省が中央銀行からかかる新規貸付を受ける事も禁じている。』

第70條『他の諸國、就中ギリシャでも急速に豫算の均衡を達成する旨の決意を記録に記して協力委員會に對し提出している。』

次に1948年が安定の爲の決定的な年であることを強調して次のように述べている。

第71條『出来るだけ速かに安定化をもたらすことが全計畫を成功せしめるために不可缺である。此の點で1948年是最も決定的である。同年は事實上安定化的2大部面で約束された努力が成功するか否かを決定しよう。その1は購買力と入手出来る物資との間で均衡を確立すること、その2は必要とあらば何時でも豫算赤字が主因をなす新規購買力の創設を避けることである。もしこの2つの目的が1948年度に達成されるならば、歐洲の事態は急激に變化しよう。現在資源の退蔵や貯蔵の傾向がある國々では、現在退蔵されているこれら資源の利用と外國爲替資産を正常な循環に復歸せしめることによつて對外財政状態を改善できよう。一般的にいつて適正爲替レートを

持つ健全な経済、通貨状態は生産と輸送を刺戟し、外國の投資と商業信用を促進する可能性を増大するだろう。』

第5章經濟協力第103條に於いて、觀光事業が各國に於て今後益々依存する貿易外輸出の一つである事を説いているのはわが國觀光事業の重要性について新たな認識を喚起する。

次に1948年4月、米國上下兩院を通過成立した「1948年對外援助法」により、マーシャルプランはいよいよ實現の運びに至つたのである。

對外援助を掌る機關はE.C.A.(Economic Cooperation Authority)すなわち經濟協力局であるが、援助の資金は1952年まで毎年議會で決定され、初年度は總額53億ドルが認められたが、その内43億ドルは經濟協力局豫算として計上せられ、殘額10億ドルは經濟協力局長官が財務省引受の證券を發行して調達することになつていて、此の内3億ドルは民間投資の保證に當て、殘7億ドルは輸出入銀行に割當てて借款を供與せることになつていて、

#### 4. 米國の対日援助費と見返資金

米國が日本占領以來今日に至るまでの満4年間に於ける施策を通觀すると明らかに次の3段階の過程がわかる。すなわち第1期は日本の非軍事化處理時代、第2期は政治的處理時代第3期は日本經濟自立基礎確立時代であつて、日本が再び米國および世界の脅威となることのないよう完全な武裝解除ならびに非軍國主義化に必要な處置をすると同時に、農地改革、財閥解體、積極的戰爭協力者の追放、右翼團體の解散など潜在戰爭遂行能力の除却を目的とする一連の施策を指令された。さらに日本經濟の自立が日本國民のみならず米國の國家的利益をもたらすものとして、占領初期には日本に於ける疾病と社會不安の擴大を防ぐために食糧他の原料を輸入する資金の供與から始まりさらに進んで經濟復興に必要なる援助を實施するに至つたのである。

生産の增加、インフレの収束、貿易の振興は日本經濟の復興に絶対に必要であるが、米國は所要の援助をすると共に日本人自らの努力を要求するに至つたのである。米國の対日援助に支出される資金は、

- (1) 被占領地救濟費(ガリオア資金, Government Accounts for Relief in Occupied Area. G.A. R.I.O.A.と略稱する)
- (2) 被占領經濟復興援助費(イロア資金, Economic Rehabilitation Accounts in Occupied Area. E.R.O.A.と略稱する)

の2種類であるが前者すなわちガリオア資金はドイツ、日本、朝鮮および琉球などの占領地に於ける社會不安、疾病防止に必要なる主要食糧、肥料、醫藥品、

油糧、石油類及び鹽などを購入するための米國政府の豫算である。

1949年會計年度(1948年7月—1949年6月會計年度)の占領地救濟費の内日本に對する分は3.8億ドルである。後者即ちイロア資金は日本、朝鮮、琉球の經濟復興用物資に使用せらるる資金である(ドイツに對する經濟復興援助費は對歐援助費に含まれ現に實施中である)。

1948年7月から12月迄の復興費支出は日本5,400萬ドルである。さらに本年7月より始まる1950年會計年度の對日援助費は米國議會に上程され目下審議中であつて9月中旬現在まだ決定するに至らないが4.7億ドルとなる見込であることが報ぜられている。

對日援助見返資金はドルである對日援助費と等價の圓資金を指すものであつて「二重作用のドル」(double-action dollars)と稱されるものである。すなわち對日援助費(ドル)によつて購入された其年度内に於ける救濟用および復興用物資が日本に輸入せられて日本政府に交付されるのであるが此の賣上代金が日本政府に收入として入つて来る金額を指すのである。

しかして現在に於ては此の見返資金が長期產業資金の唯一の財源であつて民間土木事業におよぼす影響は誠に重大であると言わねばならない。したがつて我々は見返資金が

- (1) 長期產業資金として如何様の金額が放出されるか。
- (2) また其時期は何時頃か。
- (3) 如何なる産業に使われるか。

について深く調査研究することを要するのである。見返資金の使用は連合國總司令官の統制下にある。

今ドッジ聲明を熟讀する時は見返資金の性格として次の諸點を明らかにする事が出来る。すなわち其主な使途は國債の償還と經濟再建に直接かつ急速に貢献する投資に充てられる。また見返資金は日本經濟の特殊事情を充分考慮はするが、米國の日本以外の他の諸國に對する同様の援助費について要請される一般原則に従うべき事が明記されている。

さらに產業設備への投資としての見返資金の放出は稅收入額の如何、政府出額の如何、および經濟安定9原則の各條項が完全に遂行されたかどうかを検討した上実施される事になつてゐるのである。しかして現在までの見返資金の放出は鐵道および遞信事業に對する分270億圓が決定しただけであつて他事業に對しては未だ確定するに至つていない。のみならず其時期金額など全く不明である。ドッジ公使は見返資金はデフレーションとインフレーションとを調節するブルーであ

つて日本經濟が依然としてインフレーションの傾向を示すならば之を放出しない。またデフレーションの傾向にあるならば放出することを示唆している。しかし本年 9 月 2 日のマッカーサー元帥聲明にもある通り・米國側としては現在の日本經濟は何等デフレーションの傾向にあるものと考えておらず、むしろ生産も輸出も漸増傾向にあることを指摘している。ただ新規事業に對する資金の缺乏は日を追うて激化しつつある事は否定できない現象である。

以上見返資金と産業投資との關係を明らかにしたのであるがドッジ聲明にもある通り對歐援助費に於て既に 1948 年 4 月から實施されている見返資金運用の實際を検討する事は今後のわが國土木事業の將來を考える上に極めて重要な事柄である。

## 5. 歐洲に於ける長期資金としての見返資金と土木事業への運用の實際

對歐援助費實施の附帶條件としてインフレーションの收束を第一目標として要請されたので新規事業は概ね抑制された。従つて各企業は經營の合理化を實施する事が不可避の情勢となつたのである。故に合理化が相當進行するに非ざれば唯一の長期産業資金としての援助費見返資金の放出は許可されないのである。1948 年 4 月對歐援助費支出が米國議會で決定され、産業設備資金としての見返資金の放出を許可されるまでにはドイツ、イタリヤ共に 1 ヶ年以上かかつたのである。さらに注目すべきは、米國は資金的に援助すると共に非常な犠牲を拂つて技術的援助をしているのである。次に見返資金による歐洲各國の土木事業と技術的援助の一端をのべることにする。

### イタリヤ

1949 年 1 月經濟協力局は南イタリヤ復興計画に對し 3,500 萬ドルの見返資金の使用を許可した。すなわちナボリ市の乾ドック工事、油槽船用ドックおよび水道工事、シシリー市の労務者住宅建設、サルジニアの道路工事、エルバの道路および労務者住宅建設工事、各都市の上下水道工事などである。

ナボリの新しい油槽船用ドック工事への見返資金は 12 億リラ (1 ドルは 575 リラ) である。此の工事はナボリ港改良工事の一部分であるが、地中流に於ける最大の乾船渠となる見込である。此のドックは年間 400 萬トンの石油の取扱いができるが、200 萬トンの原油を輸入し 200 萬トンの精油を輸出するのである。完成の際は 12,000 トンないし 18,000 トンの大油槽船 5 艘を同時繫留することが出来る。

ローマ中央停車場建設工事

ローマの新中央終端駅の建設工事が再開された。1950 年完成の豫定であるが工費 8,000 萬ドルである。本工事は 1938 年計画され着工したが 1943 年兩翼の建物が戰争のため工事を中止された。現在は中央部の建物が工事中である。尙線路は 28 本ある。

農地開發工事

工費 2,160 萬ドルの見返資金が農地開發工事のため經濟協力局から放出を許可された。本工事のため數萬人の失業者が救われ又数萬エーカーの土地が灌漑、洪水調節ダム及び沼澤地排水により改良されるのである。ネト河、プラダノ河、ブサノ湖地方であるが全工費の 3 分の 1 はオニア海のメタポン地区に實施される。

### フランス

鐵道——戦後フランスの鐵道は破壊された軌道、停車場、曲つた鐵材の墓場であつた。又爆弾は 28,000 マイル以上の鐵道路線と 100 ケ所以上の停車場を破壊した。蒸氣機関車 85%、電氣機関車 35%，貨車 64%、客車のほとんど全部をドイツ軍のため破壊され又掠奪された。しかし今日では鐵道はすでに戰前の活動を開始した。又サービスも改善された。經濟協力局及びフランス政府の許可を得て約 8,500 萬ドルが鐵道の近代化のために見返資金より放出された。此の約半分は車輛の購入にあてられ、それと同額がパリ——リヨン間の電化にあてられ、残りが種種の補修と改良に使われた。かくして鐵道再建工事はマーシャル・プランにより受けとつた物資を買いためのフランス人民のポケットから出たフラン貨によつて成ししつつあるのである。本年 4 月までに放出された見返資金は 8 億ドルに達する。

モンブラン國際トンネル工事

アルプス連山中の最高峰モンブランを貫く道路トンネルを起工する協定がフランス、イタリヤおよびスイスの 3 國間に締結された。工費は 2,000 萬ドルである。此のトンネルは標高 15,782 フィート、延長 9 マイルでパリ、ローマとジエネバの 3 首府を連絡する公道となる譯である。

歐洲國際道路網協約

1949 年 3 月スイスジエネバで開催された國際連合會議で歐洲大陸の凡ての端地を結ぶ歐洲道路網を完成する協約を締結した。協約によれば道路網は永久に標準化法に従つて維持されることになる。この道路網は發表されないが、14 ヶ國の委員は各自國政府の瞭解あるまで極秘にすることにした。原案は歐洲國際連合經濟委員會が作製したものである。此の計畫の目的は歐洲の主要都市を高速優良の道路で連絡し最少の時間で國境を通過する國際交通を實施するにある。

又永遠の夢として考えられた英佛海峡の海底トンネルは實現不可能との結論に達した。ジエネバの本會議に參加した國はオーストリヤ、ベルギー、フランス、イタリー、オランダ、ノルウェー、ボーランド、スエーデン、スイス、イギリス、アメリカで、ドイツを代表して英佛古領軍當局が出席した。又本土事は見返資金が使われるであろう。

### イギリス

イギリスに於ける最大唯一の工事であるウエールズ製鐵所の新工場はマーシャル・プラン援助賈見返資金より金融を受ける事になつた。

總工費は 2 億 4,000 萬ドル、其の内 2,500 萬ドルが見返資金である。1952 年完成の際は 150 萬トンの鋼塊を生産する豫定である。イギリスの 1947 年の鋼塊生産高は 1,500 萬トンであり、又 1954 年—55 年には 1,800 萬トンを目標としている。工事は 6,000 人以上の労務者を役員としているコクス製造廠、熔鑄爐、鐵道側線、ドック、其他の擴張工事である。

### 西ドイツ

聯合國占領下の西ドイツは昨年 6 月通貨改革後インフレーションの收束に全力を盡して來たのであるが、最近に於てはデフレーション傾向にあることを一般に指摘されているが實際は必ずしも然らずで、食糧に關しては未だ甚しいインフレーションであつて配給の食糧すらも高價なために買うことが出来ない状態である。しかし一方に於いて消費物質は比較的低廉でインフレーションとは言い難く生産も輸出も漸増の傾向にあり經濟は安定しつつあるから嚴正な意味に於けるデフレーションと言ふわけにはゆかぬのである。ただし失業者は相當に増加して 100 萬人を突破せんとしていることは事實である。しかし長期産業資金は甚しい不足を生じており、殊に戰災を受けた設備の再建又は舊式の設備の更新に必要な資金はほとんど調達不可能で僅かに見返資金が唯一の長期設備資金の供給源であることは現在の日本と全く變りない。又其の見返資金はドイツ國民の自由にならないことも占領下の制約としては蓋し當然であつてドイツ國民は「これを不思議な武器」と稱しているが實に角見返資金の放出を期待しているのが今日のドイツの實状である。ドイツは經濟協力局に對し總額 85 億マルクの見返資金の放出を要請しているが、今日までに放出を許可されたものは極めて僅かで、電力の 2 億マルク、鐵山 3 億マルクであつて鐵道の 3 億マルクは未だ許可されない状態である。恐らくは企業の合理化、生産コストの低減を圖るに非ざれば見返資金の早期大量の放出は望み得べくもないのではあるまいか。

### 歐洲各國に對する米國の技術的援助

## 最近に於ける米國の海外投資とわが國土木事業の將來

### a. 電 力

マーシャルプラン援助を受けつつある歐洲 9ヶ國の電力専門技術者は最近米國の電力事業研究の爲ニユーヨークに到着した。クイン・エリザベス號を下船した 25 人の一行は直ちにピッパーグに向い、1週間滞在の後ニューヨーク、ミルウォーキー、シカゴ、バッファロー、フィラデルフィヤ、およびテネシー渓谷に於ける電力組織及び發電所を視察する豫定である。此の視察團は經濟協力局の斡旋によるものでその目的は米國の電力事業の運営技術を研究調査するにある。西歐洲に於ける電力不足は生産を遅滞させ、歐洲復興計画を妨害しているので今回の視察團派遣を實施するに至つた旨經濟協力局當事者は言明している。これまで歐洲各國から代表者が米國を訪問したが何れも各種工業の連合視察團で單に電力のみと言ふ單一部門の視察團としては最初のものである。

視察團員はすべてフランス、ベルギー、ルクセンブルグ、オランダ、オーストリア、イタリヤ、西ドイツ、スイスおよびイギリスに於ける最高専門技術家である。

### b. 農地開発

ギリシャ政府は經濟協力局 (E.C.A.) の技術援助計画に従い、2人の官吏を米國に派遣し農地開発事業を2ヶ月間にわたり研究させている。

### c. 建 築

イギリスは經濟協力局および英米生産能率増進委員會の共同斡旋により建築技術研究のため 17 人の技術家より成る視察團を米國に派遣した。

一行は 1949 年 7 月 21 日に米國に到着したが約 6 週間滞在した。一行の研究題目は

- 中小住宅の建築施工法
- 小規模の學校建築
- 工場建築、事務所建築、建築材料
- 設計見積、施工の研究
- 工程、労務配置、工事資金の準備等の請負工事の研究

などである。

一行は建築技師、請負業主、見積技師の外請負業者の使用人や下請業者が含まれていることは注目すべきである。

### d. 技術援助計画

E.C.A. の技術援助計画は歐洲復興計画の初年度より順調に進展している。

技術援助は次のような方法で行われる。

### 1. 米國の専門技術家及び顧問技師を歐洲に派遣する。

2. 歐洲各國の技術視察團を米國に派遣する。
3. 歐洲各國相互間に於いて専門技術家の交換を取り計らう。
4. 工業技術圖書の配布

米國の技術指導を受けんとする各國の申込は既に 200 餘件に達したが、すでにデンマーク、イギリス、イタリー及びスエーデンよりは視察團が米國に派遣されている。

なおトルコでは大規模の道路改良工事が 500 萬ドルの見返資金で行われ改良計畫の調査は米國公道管理局 (U. S. Public Roads Administration) によつて實施されている。

又經濟協力局の技術指導はアフリカの縦断鐵道や朝鮮の電力開發の調査等にもおよんでいるのである。

### 6. 米國大統領の世界計畫と建設部門に於ける輸出入銀行および世界復興開発銀行の投資活動

米國政府は 1934 年 3 月輸出入銀行 (Export-Import Bank) を設立して政府自ら國際金融に手を染めるに至つた。其資本は最初 4,600 萬ドルで全額政府出資であつたがその後數次増資すると共に國庫からの借入を増して來た。第二次大戰後國際經濟情勢の大變轉に伴い、その活動は著しく活発化し元來南米・ブラジルとの貿易金融が本務であつたが、漸次世界各國をその事業活動の範圍に取入れ、今やマーシャルプラン復興計畫の指定銀行として、對日援助にも關與しているのである。1945 年 7 月から 1946 年 12 月末に至る期間中に輸出入銀行が海外に投資した信用供與は

中南米方面 5ヶ國	125,193,000 ドル
歐洲方面 9ヶ國	680,000,000 ドル
近東アフリカ方面	33,000,000 ドル
中國	82,800,000 ドル

次に 1944 年 7 月すなわち大戰終結 1 年前に、米國ニューハンプシャ州ブレトンウッズに連合諸國が相會して作つた一の協定 (ブレトンウッズ協定と呼ばれる) によつて設立された國際連合の一機關としての國際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development) の事業活動を見よう。國際復興開発銀行は一般に世界銀行 (World Bank) と稱せられているが、ブレトンウッズ協定によれば次のように定められている。

(ア) 生産を目的とする資本投下を促進し、加盟國領域の復興と開發を援助すること。これは戦争により破壊された經濟の恢復、平時需要への生産設備再轉換、ならびに開發の遅れた諸國に於ける生産施設および資源の開發促進を含んでいる。

(イ) 私的投資家による貸付その他の投資に對して保證または參加することにより私的國際投資を助長すること。

上の通り銀行自身による直接の國際投資と、個人による國際投資を銀行が保證すること。これが二大眼目である。しかしこの點は輸出入銀行と全く同じで、最近は個人投資の保證業務はむしろ輸出入銀行に譲り、専ら各國間の開發事業への投資を主目的とするように考えられる。

世界銀行の資本金は 100 億ドル、1 株の額面 10 萬ドルで株數は 10 萬株である。内訳はアメリカ 92 億ドル、イギリス 13 億ドル、中國 6 億ドル、フランス 5.8 億ドル、カナダ 3.3 億ドル、オランダ 2.8 億ドルである。

なお世界銀行には技師長 (Chief Engineer) の職があり各國から申込まれる開發事業の檢討を行つてゐるが現在の技師長は昨年滿期退官した前陸軍省技術局長ホイーラー中將である。

以上米國の國策に對して活動する國際金融機關としての二大銀行の性格をほんまにしたが、本年 1 月 20 日の大統領就任式に於ける演説で今後 4 年間の任期中の施政方針として國際連合の堅持、歐洲復興計画の遂行、北大西洋條約の確立の 3 項目に續いて、第 4 項目として『未開發諸國に科學的ならびに商業的進歩をもたらすため大陸で新規な成績の實現』を擧げていることは注目に値する。この第 4 項目はトルーマン大統領の世界計画 (President Truman's World Plan) とも呼ばれ、又第 4 項計画 (Point-Four Program) ともいわれるものである。後進國を開發することは、その國の生活水準を上げることであり、未開國の農工業を近代化することは經濟的自立の促進を意味するものであつて、米國の資本と優秀な技術を全世界に滲透させることは人類の平和を念願する米國の天與の義務であることをトルーマン大統領は深く信じているのである。

それではこの計画は何によつて遂行しようとするのか。

近頃の外誌によれば、結局前述の世界銀行および輸出入銀行の兩者の投資活動を一層強化擴大しようとするようである。すなわち世界銀行に運輸、電力、通信及び灌漑等の開發事業に重點的投資をさせ、また輸出入銀行に米國の民間會社の海外投資の保證をさせようとするものである。本案すなわち後進國開發計画について最近の情勢に於ては、米國政府は議會に 8,000 萬ドルの豫算を要求しているが、米國の巨大な資本と優秀な技術を基盤とする世界計画の雄大な構想に着目すべきである。今議會に米國政府は後進國に對し技術指導員を派遣し、又未開國の青年技術者を米國に留學させる豫算案を上程していることは、米國が單なる自國の繁榮する利己的な考え方から出發しているものでないことを認識すべきではあるまい。

米國は現在アフガニスタン、インド、パキスタン、イラン、中國、シャム、アラビヤ、アフリカなどに多數の技術者を派遣しており、又米國の技術者と請負業者は非常な熱意で國外進出しようとし、またしつつある。又民間資本も時至れば海外投資をしようとする態勢にある。シャムはすでに昨年米國政府當局に依頼し同國の水力電源の調査を實施しつつある。本年 10 月完成の曉は直ちに實現に移る由である。さらにインド

の灌漑、電力、道路などに於ける米國の技術指導は米國請負業者の活動とならんでまさに驚くほかない。上記二大銀行の戰後に於ける土木部門或は廣く建設部門に於ける海外投資活動は非常に活潑を極めているが、對外援助費の見返資金の總額にくらべれば其 6 分の 1 程度である。つぎに投資活動の一端を示そう。

世界銀行は 1949 年 1 月から 3 月までの間に、1.5 億ドルの信用を供與した。すなわち

ブラジル——ブラジル リアントラクション電力會社へ 7,500 萬ドル。

メキシコ——メキシコ政府へ電力開發のため 4,000 萬ドル。

フィリッピン——フィリッピン共和國に對し、水力電氣開發のために 5,000 萬ドル。

ベルギー——ベルギーの民間工場の擴張事業に對し 5,000 萬ドルを投資している。

ベルギーへの投資はリエージ地方に於ける 2 護鐵所と發電所の建設のためであるが、年利 4.5%，5 ケ年すえおき、20 ケ年の年賦償還である。又 1% の口錢を取つて銀行の特別準備金としている。すなわち利子は年 5.5% である。又ベルギー最大の發送電會社であるリエージ——ナムル——ルクセンブルグ中央電氣會社の發電所建設費として 570 萬ドルを投資している。

つぎに輸出入銀行は 1948 年 12 月メキシコの工場建設および水力電氣開發のため、3,000 萬ドルを投資した。

又マーシャルプラン援助計画の一環として 1,000 萬ドルをフィンランドに投資している。

又汎アメリカ航空會社 (Pan American Airways Corporation) の子會社のニューヨークのホテル經營會社であるインター・コンティネンタル。ホテル會社 (Inter-Continental Hotel Corporation) に對し輸出入銀行は、3,500 万ドルを投じて、中央および南アメリカの主要都市に於けるホテルの連鎖的建設をさせている。

## 7. わが國土木事業の將來と外資導入

以上數章にわたつて現在世界に於ける唯一の國際投資國としての米國の海外投資、或は海外援助の實狀を述べて來たのであるが、これらの實例は日本への米國資本導入の時期方法などを判斷するよい参考となる事を確信する。日本國土復興の財源特に水力電源開發、國道改良、農地開發などの大土木事業の財源はわが國力の現状ではほとんど不可能であることは何人も異議ない所であろう。しかしながら外資導入は國際政治、國際經濟の推移、またはわが國の外資受入態勢確立の如何に至大的の關聯を持つてゐるから、その時期方法などを輕率に判斷することは不可能であるが、前述の事例から推して、つぎのように考えられるのではあるまい。すなわち現在に於いて外資導入の形態としては

第 1. 國家資本としての米國對日援助の見返資金。

第 2. 國策金融機關としての世界復興開發銀行又は輸出入銀行の投資。

の 2 つであつて世界經濟の安定するまでは米國民間資本が直接わが國に流入することはまず實現不可能で

はないかと思う。何となれば過去はともかく現在米國の民間資本は直接海外にはほとんど全く投下されていないからである。

第1の形態は今年からすでに開始され當分繼續するはずであるが、第2の形態は日本經濟の安定するまでは恐らくは實現不可能と考えられる。何となれば第2の形態も結局は米國の國家資本で、日本經濟の安定するまでは危險をおかして、投資することは考えられないからである。

國家資本にしても、あるいは民間資本にても決して拱手して誘致し得るものではない。機會あるごとに積極的にわが國土木事業の計画を米國朝野の有力者に理解させるべきではないか。勿論占領下であるから連合國最高司令官の諒解を得なければならない。收支計算の明確な事業目論見書を作製提示しなければならぬ。黙つて放置していては何日迄たつても外資の導入は實現しないであろう。

前章に述べたように歐洲諸國がすでに技術者を米國に派遣し最新の技術の修得に當らせていることは誠に注目すべきであつて、しかもこの事が經濟協力局の斡旋に依ることを知るならば、わが國に於いても米國資本の導入工作をすると共に一日も早く技術指導を懇請すべきではないか。土木部門に於ける米國技術の進歩は誠に目覺しいものがあり、例えば重機械による土工法についていいうならば、戰前に於いては動力ショベルで地表を移動しながら掘鑿するだけであつたが、現在では、ブルドーザーでまず地表を推し進め山形に堆積したもの(Stockpile)をショベルでくい、ダンプト

ラックに積込む土工法が發達し、能率を上げたことはまさに革命的といふべきである。

又礫岩工法に於ける取りかえビット(detachable bit)の發明。

又ズリ出し工法の革命的方法である酸素を添加して坑内の一酸化炭素を二酸化炭素に變化させ、地下で内燃機関のショベルやトラックを使つたり、振動轉壓機、ディーゼル機関杭打機の發明などアメリカの新技術はまことにめざましいものがある。水力電源の開発などは米國の最新の技術と機械で施工すべき絶好の機會と思う。

要するにわが國土木事業の財源は米國資本の導入以外なく、これの實現には種々の豫備工作が必要であり、一方工費の低減と工期の短縮を計るために米國の技術指導を仰ぐことが絶対に必要である。

荒廢した國土に立つて土木事業の將來とわが國力に思を致す時、うたた秋風落葉の感に堪えない。筆者はこの一文により米國の資金、および技術の兩面にわたる對外活動の一端をのべて、わが國土復興のため、朝野有識者の奮起を要望する次第である。

#### 参考文献

- 出井盛之 外資導入の基本知識
- 波多野 鼎 國際經濟入門
- 都留重人 戰後日本のインフレーション
- 島田 畏 マーシャルプラン(米國の對外援助政策)
- 世界經濟年報
- The Economist, London. 1949年6月, 7月號
- Engineering News Record. 1948年12月~1949年8月
- Business Week, New York.
- 各種經濟雑誌

### コンクリート電氣養生施工方法指針

大分寒くなつて來ましたので、コンクリートの施工に不安を感じられる現場もあると存じます。簡易で經濟的な寒中コンクリート工法としての電氣養生法は責任技術者が十分注意して行けば一應御役にたつものと思われます。基準としては會誌33卷3號に「コンクリート電氣養生施工方法指針」が掲載されておりますので御参照下さい。

### 空氣連行コンクリート

コンクリート界に革命をおこしたものといわれ、米國に於て大々的に採用されている空氣連行コンクリート(Air-entrained Concrete)については既に御存じのことと思いますが耐久性の飛躍的な改善、ウオーカビリチーの顯著な良化については漸次我國の研究所に於ても確認されております。氣象作用のはげしい場所で試験的施工されれば興味深いものと思われます。今の所唯一の文獻としては藤井光藏氏の譯された記事が「セメントコンクリート」のNo.18からNo.25までに連載されておりますので御紹介申し上げます。